

平成 30 年度（2018 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 30 年度（2018 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 次の事例を読んで、【問い】に解答せよ。

Xは、平成 26 年 10 月 1 日、A との間で金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、毎月末日限りに一定額を返済し、返済を滞った場合には当然に期限の利益を喪失する旨契約した。そして、X は、本件契約に基づく金銭返還請求権を担保するために、A が所有する平屋建ての建物（以下「本件建物」という。）に対し、同日付けにて抵当権を取得した。

その後、X は、本件契約における返還合意どおりに A から毎月返済を受けていたが、平成 28 年 10 月分の返済が滞り、A に事情を確認したところ、A からは同年 11 月に併せて返済する旨の返答があり、X としてもそれを信じて同年 10 月分につき、それ以上特に催促しなかったものの、結局同年 11 月においても返済はされなかった。

そこで X は、期限の利益が喪失したと考え、残額を請求債権とする抵当権の実行を行おうとしたものの、その前に本件建物の現状を確認しようと思い、本件建物を訪問した。すると、暴力団員風の者が複数名おり（これらの者を「Y ら」という。）、怖くなって本件建物の中に入ることができなかった。そこで近所の人に話を聞くと、1 年くらい前からそのような風体の者らが多数訪れるようになり、数名は本件建物で生活しているとのことであった。

このような現状を目の当たりにし、X は A に対し、苦情を伝えたところ、A からは、1 年前くらいから資金繰りが厳しくなり、いわゆるヤミ金に手を出したばかりにヤミ金への返済が滞った直後に本件建物に関する貸借契約を締結させられ、その後、暴力団員風の者らが居座るようになった、しかし怖いので出て行けということもできず、本当に困っているとのことであった。しかし A から今後具体的にどうするといった方針や対策を示すことはなかった。

【問い】

X は Y らに対し、本件建物からの退去を主張することができるか。また、X 自身に対して明け渡すよう求めることができるか。最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Y株式会社（以下「Y社」とする。）は、取締役会設置会社であり監査役設置会社である。Y社の取締役はA・B・Cの3名であり、そのうちAのみが代表取締役である。

Y社取締役会では、Y社がBに対して手形金額500万円の約束手形を振り出すことをAが提案し、その提案について審議がなされた。その提案については、Cが強く反対したものの、A・Bが賛成した。Aは、「2対1の賛成多数で、この提案は可決された。」と、B・Cに対して述べ、この取締役会の翌日、Y社を代表して、Bを受取人とする約束手形（以下「本件手形」とする。）を振り出した。

Bは、本件手形をXに裏書譲渡しようと考えた。Xは、Y社の取締役がA・B・Cであることを以前から知っている。Bが、「Y社の本件手形振出行為については、Cが反対したものの、A・Bの賛成によりY社取締役会の承認を得られた。」と話したので、Xは、Bからの裏書譲渡に応じ、本件手形を取得した。

Xが、満期に本件手形について支払を求めたところ、Y社は支払を拒絶した。そこで、XはY社に対し手形金の支払を求めて訴えを提起した。

【問い】

Xの請求を認容すべきか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。